

(仮称)利根町自治基本条例

総合振興計画, 財政運営, 行政評価について(素案)

(総合振興計画)

第〇条 町長は, 総合的な町政運営を図り, 町の目指すべき将来像の実現に向けた町の最上位の計画(以下「総合振興計画」といいます。)を策定します。

(財政運営)

第〇条 町長は, 持続可能な財政運営のため, 総合振興計画を踏まえ, 予算を編成し, 執行します。

(行政評価)

第〇条 行政は, 効率的な行政運営を推進するため, 行政評価を実施し, 評価結果を施策等に適切に反映させます。

(説明責任)

第〇条 行政は, 政策形成, 実施及び評価等の過程について, 町民に分かりやすく説明するよう努めます。